

総会議事録（第10回）

1 開催日時 令和7年1月27日（月）14時00分～15時35分（議案審議）

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（36名）

○農業委員（17名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 開田 陽子 13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之 10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦
13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則
17番 山本 治義 18番 小川 良一 19番 山口 周次

4 欠席委員（2名）

○農業委員（2名）

9番 川副 博司 16番 山田 武人

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第4号議案 非農地証明願の件
第5号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域除外）
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 梶原 良太 高柳 佳祐

1 開会

○事務局長

ただ今から「令和6年度第10回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

9番川副博司農業委員、及び16番山田武人農業委員から欠席の届出があります。

15番森良広推進委員から遅刻の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、1番浅井和巳農業委員、12番開田陽子農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、東大村1丁目の農地、地目 原野、現況 畑、3,184㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番福重、皆同町の農地、地目 田、面積2,932㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第6号議案促進計画6番と関連があります。

3番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積1,890㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第6号議案促進計画7番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、東大村1丁目の農地、地目 原野、現況 畑、面積3,184㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番福重、皆同町の農地、地目 田、合計面積1,890㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第6号議案促進計画7番と関連があります。

○議長

報告第2号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、中岳町の農地、地目 田、面積217㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、受贈者が自宅に隣接する農地を贈与により譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

土曜日に委員4名で行って来ました。この受贈者宅の横に農地はあります。贈与者は、県外におられて贈与されたようです。農業をされるので、特に問題ありません。皆様のご意見よろしくをお願いします。

○議長

1 番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番萱瀬は許可することとします。

続いて、2 番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番萱瀬、黒木町の農地、地目 田ほか記載のとおり、合計面積2,356.52㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、新規就農して農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。すべて農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、2 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

場所は、黒木の上部の中山間地区です。現状は写真のとおり農地で数年前から耕作はされておりません。管理の方は、地元の以前の方と協力しながらやっているところです。その中で水田が1箇所、畑地が数箇所ほかを今度定年になられる方が、宅地と農地と一緒に購入をされる予定で今回の申請になっているわけです。

特に、先日も譲受人にお会いしてお話を聞いたのですが、今年の6月にならないと退職にならないということで、それ以降に活動をされると思います。私も近隣におりますので、一緒になりながらやっていきたいと思っています。経験があられない方なので、少しずつやっていきたいという意気込みは感じられました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

2 番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番萱瀬は許可することとします。

続いて、3番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番福重、今富町の農地、地目 畑、面積216㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、以前から管理していた農地を、新規就農して譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

事務局から説明があったとおりです。25日に確認して来ました。ここは以前より借り受けて、畑で野菜等を作っておられたわけですが、今回、贈与でもらい受けて野菜を作るということを聞き、何も問題はないということで判断しました。皆さんご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番福重は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村 木場1丁目の農地、地目 畑、合計面積9,28㎡。併用地である、宅地を含む全体面積は、473,280。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が隣接地の宅地に住宅建築を計画しており、進入路と雨水排水路用地にするものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は南西の水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、譲渡人の所有する農地が西側にあります。

資金については、住宅融資借入審査表を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

25日土曜日に地区の農業委員、推進委員全員で見て来ました。ここは、併用地に関する入口の拡張と雨水排水ということで、譲受人が土地を購入することになっています。この隣接する農地も、譲渡人の所有農地でありますので何ら問題ないと見てまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

1番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

向木場町の農地、地目 田、面積977㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が建築条件付き売買予定地4区画の造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.72m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、計画地内に溜枡を設け、雨水管から西側水路への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。周辺農地への影響を生じさせないように建物の高さを加減するとしてあります。隣接する農地は、南と西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認してあります。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

先日、地区委員で現地を確認しました。特に、排水に関しても問題ないかと見てまいりました。周辺は、農地と宅地がありますがけれども、ほとんど問題は現時点ではないと判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積165㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人の自己住宅木造2階建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、北側の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、南と西側にあります。

資金については、住宅融資内定通知書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日、委員で見てまいりました。今、事務局の方から話がありましたように、裏に農地があります。続いている農地は譲渡人の農地だと思えます。徐々に住宅が増えている地域ではあります。問題はないと見てまいりました。よろしく願いいたします。

○議長

3番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

中岳町の農地、地目 田、面積399㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、贈与です。

本件は、受贈人が、自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.7mから1.0m、法面保護をするとしています。雨水排水は、西側の既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置するとしています。隣接農地は、贈与人の所有する農地が南と西側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、4番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

ただ今、事務局から説明がありました土地は、子供さんが譲り受けて家を新築されるということで、特に問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

○議長

4番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。ここで、お諮りします。5番竹松は、5ページの第3号議案2番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番竹松、第3号議案2番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、5ページからご説明します。

第4号議案3番竹松、今津町の農地、地目 畑、面積991㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が令和4年12月に転用許可を受け、歯科医院及び駐車場を造成する計画でしたが、家業の都合で断念することとなり、継承者が共同住宅を建築する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

4ページをお願いします。5番竹松、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が共同住宅1棟、入居者駐車場21台分等を造成する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は東側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番、第3号議案2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

25日土曜日に、農業委員と推進委員の4名で現地確認に行ってきました。先ほど事務局から説明があったように、令和4年に歯科医院の建設ということで許可が下りたものが、今回アパートに変更になっています。隣接する農地もございません。横には、既に後から申請されたアパートが建っている状況です。何ら問題がないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

5番竹松、第3号議案2番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松、第3号議案2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とし、第3号議案2番竹松は、承認相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

黒丸町の農地、地目 畑、合計面積659㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が、自己住宅木造平屋建及び道路を造成する計画です。申請面積が、一般住宅用地の500㎡を超えていますが、住宅建築地までの道路部分を除く面積は364㎡で妥当性が認められます。

本件は、譲受人が自己住宅1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、使用貸人の所有する農地が南側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知及び預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

この件につきましては、土曜日に竹松地区農業委員と推進委員の4名で現地を確認しております。事務局から説明のとおり使用貸借です。使用貸人と使用借人の関係は親子です。

通路側の雨水排水は、前面の市道側溝へ流す。宅地内の雨水は、浸透枡を使用するということになっています。隣接する農地は、使用貸人の所有地ですので浸透枡使用につきましても特に問題はないというふうに判断をしました。以上です。

○議長

6番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

沖田町の農地、地目 畑、面積312㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、購入予定の住宅に隣接する農地を自家用駐車場5台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、自然流下。隣接する農地は、東にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

いま説明がありました件につきまして、先日地区委員で現地確認を行っております。利用については駐車場ということですので、東側に農地がありますが、駐車場ですので問題はないと思っております。あと全体的に見ても、墓地、宅地が周りにあるだけで、特別問題が出るような案件ではないと確認をしました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

7番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

○議長

続いて、8番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

東野岳町の農地、地目 畑、面積109㎡。申請者は記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の県道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置するとしています。隣接する農地は、使用貸人の所有する農地が西側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、8番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○松原地区委員

ここは、土曜日に地区の委員4人で行ってきました。特に、問題はありません。汚水生活雑排水は、合併浄化槽となっておりますが、この周辺は野岳湖の管理事務所までは下水が繋

がる予定です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

8番松原について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番松原は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、合計面積925㎡。実測面積は1,443.24㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が令和6年9月に転用許可を受け、分譲宅地6区画を造成する計画でしたが、計画地西側の住宅への道路を新設する事が必要に分譲地を5区画とするため変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.6m、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、開発地道路側溝から南東側の既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

今、事務局から説明のとおりです。23日に地元の委員で現地を確認しましたが、以前にご審議していただいたように、申請地の周辺は道路と宅地に囲まれて、農地は隣接していないということ。6区画から5区画に造成の変更があるということで、特別問題ないということで見えて来ました。皆様のご審議をお願いします。

○議長

1番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、承認相当とします。

次に、6ページ。第4号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長

1番萱瀬 中岳町の農地、地目 田 現況 公衆用道路、面積43㎡、申請人及び利用者は、記載のとおりです。

申出によると、昭和27年4月頃に、現在国道となった道路から当時の所有者宅へ行く道路として造成され、現在に至っているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

以上、昭和27年10月20日の農地法施行以前から非農地であった土地であり、長崎県転用関係事務指針の非農地の交付基準の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区農業委員・推進委員

事務局から詳細な説明されたので、特に補足はありませんが、昭和27年よりずっと前から道路として使っておられました。つきまして、今回非農地の申請が出ているものと思われます。よろしくをお願いします。

○議長

ただ今の1番萱瀬に対して、ご意見等ありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、承認することといたします。

2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長

2番萱瀬 中岳町の農地、地目 田 現況 雑種地、面積96㎡、申請人及び利用者は、記載のとおりです。

申出によると、平成7年11月頃に農地への進入路及び農機具の駐車スペースとするため、農業用施設届出を行い、コンクリート舗装して、現在に至っているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

以上、許可不要案件である農業用施設届出により非農地となった土地であり、長崎県転用関係事務指針の非農地の交付基準に基づく、市が定めた基準に該当しているものと考えられます。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

事務局から説明があったとおりです。特に、隣接する田、畑に問題なしということで皆さんと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただ今の2番萱瀬に対して、ご意見等ありませんか。

○委員

今事務局が言われた、県の非農地の交付基準に面積要件がありますか。

○事務局

県の転用関係事務指針というのがあります。この中に非農地の判定基準という項目があり、農地法の施行前から非農地であったものは、そのように取り扱ってよいとされています。

ただし、ここには、この他市で定める基準により、非農地として良いとされております。市で許されている届としては、農業用施設、200㎡未満の農業用施設。倉庫などが主だと思います。あとは農業用の道路、ここは面積の上限はありません。こういった届けがされた部分について、現地が届出の計画どおりなされていれば、非農地として認めて良いとされています。

実際の問題としまして、農業用施設の届けは4条の届出で、農地の所有者が届け出をすることになっています。つきまして、広い農地の中の一部だけ転用する届がほとんどですので、分筆していただかないと非農地としての証明ができない事があります。

今回は、非農地となった部分の分筆をなされましたので、非農地の証明を出せると判断したものです。以上です。

○委員

この方は農家ですか。

○事務局

はい。申請者の親さんは、もともと農業をしておられました。兼業農家で自家消費農家という形です。農業者であり農地を所有しておられました。

○議長

ほかに、ご意見等ありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は、承認することといたします。

次に、7ページ。第5号議案「大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域から除外）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案は、申請地を農用地区域から除外することについて、市長から農業委員会に対して意見を求められているものです。

1番三浦、西部町の農地の一部、地目 畑、面積992㎡の内566㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。当該申請者は、昨年7月の総会において、道向かいの西部町の農地の除外承認を得ていましたが、建築条件等の都合から当該地は市の除外承認前に取り下げがなされ、新たに除外の申請がなされたものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が国道の拡幅により自宅敷地が買収されるため、移転先として自己住宅木造平屋建の建築を計画しています。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、擁壁を設けるとしています。雨水は、計画地内に浸透枡を設置。南側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。建物から緩衝地を2.0m設けるとしています。隣接する農地は、南と西側にあります。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

先日24日に委員4名で見てまいりました。事務局から説明がありましたけれども、7月に申請された場所から、道路を隔てた向かい側の農地になります。この分につきましても、申請者、所有者は前回と同じになっています。残地につきましても、所有者の農地が一部残

る状態にあります。特別問題ないだろうということで見えてきております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積5,798㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が経営する建設業の会社は市外に所在しているが、社用地が借地で立ち退きを迫られているため、申請地で会社を建築するとしています。社屋1棟、従業員駐車場30台分、来客駐車場6台分。資材置き場等を造成する計画です。

被害防除計画では、切土最高1.6m、盛土なし、防護柵を設けるとしてあります。雨水は、計画地内の集水枡から既設水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。建物を隣接農地から14.7m程度離して建築するとしてあります。隣接する農地があります。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

現地周辺の地図で説明します。右側の地図は、以前申請された土地です。それから工事がなかなか進まないのでも社長と話をしました。現地だけでは、面積が足りないのでも今回の土地が必要と説明されました。大規模な開発ということで、開発許可申請が必要となります。

本事業者は、以前は塗装業が本職であったが、今は足場を中心に従業員30名で経営されています。地元の事業者であり、市内の公共事業の実績があります。皆さん審議をよろしく

お願いします。

○議長

それでは、2番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

この地図の中で、道で分かれているところ左側は基盤整備が入っているのですか。

○事務局

こちら基盤整備が入っている改良区です。除外に際して、8年を超えているのか除外要件等について市が確認した上で議案となっています。

○委員

県は除外に関して、県の同意を得ていますか。

○議長

農林水産振興課の担当から説明をお願いします。

○農林水産振興課担当職員

今回の案件に限らず、個別の農用地除外に関して事前に同意を確認することはできない事になっています。市として、除外できる見込みがあるかを判断した上で、県への確認手続きを行うこととなります。

まず、市の方で除外の6要件と照らし合わせたところ、除外の見込みがあると判断をいたしましたので今回の申請を受理した形になります。

○委員

集落接続はしていますか。

○事務局

住宅、宅地が接続してます。

○委員

ここ水路を挟んでも問題ありませんか。

○議長

農林水産振興課から除外要件の説明をお願いします。

○農林水産振興課小川職員

農業振興地域内の農用地からの除外については、農振法の第13条の方で6要件が謳っ

てあります。この要件を全て満たす場合に、申請を受理をしている状況です。

○事務局

東側のところは水路を挟んでも集落隣接で見えていいということですか。

○農林水産振興課小川職員

除外できるパターンを県で示してあり、除外できると判断しました。

○事務局

東側の資材置き場予定地は、水路に橋がありますので集落接続が確認されました。社屋建設予定地は、道向いということで往来できますので、集落接続が認められるということで判断されました。除外された場合には、第1種農地で集落接続があるということ。地域事業者の事業所の建設は可能ということとなります。

○議長

承諾いただけただけでしょうか。それでは、2番三浦について、ほかに何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦については、支障のない旨を回答することとします。続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、向木場町の農地の一部、地目 田、面積2937.21㎡の内662.4㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、建売分譲宅地を10棟、道路等の造成を計画しています。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.05mから1.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、計画地内の集水枡から既設水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が北と東側にあります。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この土地は、農地の所有者が体調を崩されていましたが相当頑張って田んぼを作っておられました。今回の申請となりました。

総面積の内、建物面積となっているがどういふことか確認したい。

○事務局

今回は、除外申請です。これが除外できるとなりましたら、計画で必要な面積を分筆されて、5条転用許可申請という手続きになります。現時点では、予定面積を示されています。

○議長

それでは、3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番大村については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、4番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番萱瀬、宮代町の農地の一部、地目 畑、面積1,124㎡の内500㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者の個人住宅木造平屋建、家庭菜園を計画しています。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1m、土留め工事を施すとしています。雨水は、自然流下、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置するとしています。隣接する農地があります。

○議長

それでは、4番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

この場所につきましては、宮代町の山間部の農振地域の中です。写真にありますように、栗畑になっていますが、所有者は病気で長期にわたって入院をされて以来、農業が出来ない状態になっておられます。また、基盤整備をした所でもなく、一番端になる場所で何ら問題はないと、私たち4人で判断をしてきたところです。皆さん方のご審議をよろしくお願いをします。

○議長

それでは、4番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番萱瀬については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番萱瀬については、支障のない旨を回答することとします。続いて、5番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番松原、野岳町の農地、地目 畑、面積744㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者の子の個人住宅木造平屋建の建築を計画しています。

被害防除計画では、現状のまま利用、法面保護をしております。雨水は、水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置しております。隣接する農地があります。

○議長

それでは、5番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○松原地区委員

25日に地区委員4名で現地を確認しました。東側が市道に面しています。それから、北側と西側に住宅があります。南西の方に少し農地がありますが、日当たりは特に影響がないようであり4名で問題がないと判断をしました。ご審議よろしくお願いをします。

○議長

それでは、5番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番松原については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番松原については、支障のない旨を回答することとします。

次に、8ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案の農用地利用集積等促進計画、先月の総会から一括方式となりました。

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の3者契約となります。

1番三浦、利用権を設定する農地は、今村町の農地、面積851㎡。

借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、2番鈴田。利用権を設定する農地は、岩松町の農地、面積917㎡。

借入申込者は、サツマイモを計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、3番鈴田。利用権を設定する農地は、岩松町の農地、2,054㎡。

借入申込者は、カボチャを計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

岩松町の農地、面積1,469㎡。借入申込者は、サツマイモを計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、4番萱瀬。利用権を設定する農地は、荒瀬町の農地、合計面積7,580㎡。

借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、5番福重。利用権を設定する農地は、福重町の農地、面積840㎡。

借入申込者は、サツマイモを計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

9ページをお願いします。

続いて、6番福重。利用権を設定する農地は、皆同町の農地、面積2,932㎡。

新規認定就農者の営農開始まで、中間保有するものです。設定する権利は記載のとおりです。

続いて、7番福重。利用権を設定する農地は、皆同町の農地、合計面積1,890㎡。

新規認定就農者の営農開始まで、中間保有するものです。設定する権利は記載のとおりです。

1月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありますか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は承認することとします。

次に、10ページ。報告第3号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、相続税猶予開始から20年経過するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼がなされたものです。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、1番竹松・福重の相続人は、適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、11ページ。報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営

状況について確認した結果、1番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の日付で相続人に交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第4号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。